

東京外国語大学ボランティア活動 スペース実施チーム会議申合せ

〔平成26年 2月19日〕
規則 第11号

改正 平成31年 3月20日規則第88号
令和 2年 3月23日規則第25号

(趣旨)

第1条 東京外国語大学ボランティア活動スペース要項(平成26年規則第11号。以下「要項」という。)第5条第2項に基づき、VOLAS実施チーム会議(以下、「実施チーム」という。)に関する事項を定める。

(業務)

第2条 実施チームは、要項第2条第1項に掲げる所掌業務の実施に当たり、具体的実施計画の作成、計画の進捗及び適否の確認並びに実施結果の自己点検・評価等、円滑な実施に必要な事項を検討し、対処するものとする。

(構成員)

第3条 実施チームは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 学生支援マネジメント・オフィスに置く学生支援部会委員 2名
- (3) 室員
- (4) VOLASボランティアコーディネーター
- (5) 学生課長
- (6) 学生課課長補佐及び学生係長
- (7) 総務企画部社会連携担当者
- (8) VOLASに配置された事務職員

(任期)

第4条 前条第2号に掲げる者の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 現に構成員である者が任期途中で構成員でなくなった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(実施チーム長)

第5条 実施チームに実施チーム長を置く。

2 実施チーム長は、第3条第1号の者をもって充てる。

3 実施チーム長に事故あるときは、実施チーム長が指名する構成員が代行する。

(構成員以外の出席)

第6条 実施チームは、必要に応じ構成員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 実施チームに関する庶務は、学生課が行う。

附 則

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。